|  |
| --- |
| 収　入  印　紙 |

　　　　　　選挙運動用自動車運送契約書

　参議院福島県選出議員選挙候補者　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

　　公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用する。

２　自動車の種類及び登録番号又は車両番号

３　台　　数　　　台

４　使用期間

　　令和年　　　月　　　日から令和年月　　　日までの　日間

５　契約金額　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　　　　　　　円）

　　　内　訳　　１日　　円　×　　　日間

６　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額について、乙は、甲が公職選挙法第１４１条第８項の規定により自動車を無料で使用することができる場合、公職選挙法施行令第１０９条の４の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契　約金額の全額を速やかに支払うものとする。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ１通を所持するものとする。

　　令和年　　　月日

　　　　　　　　　　　　　甲　　参議院福島県選出議員選挙　候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　

　　　　　　　　　　　　　乙　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　 名　　称　　 

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　 

　　　　　選挙運動用自動車賃貸借契約書

　参議院福島県選出議員選挙候補者　　（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

　　公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用する。

２　自動車の種類及び登録番号又は車両番号

３　台　　数　　　台

４　使用期間

　　令和年　　　月　　　日から令和年　　　月日までの　日間

５　契約金額　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　円）

　　　内　訳　　１日　　円　×日間

６　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額について、乙は、甲が公職選挙法第１４１条第８項の規定により自動車を無料で使用することができる場合、公職選挙法施行令第１０９条の４の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契　約金額の全額を速やかに支払うものとする。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ１通を所持するものとする。

　　令和年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　　参議院福島県選出議員選挙　候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　

　　　　　　　　　　　　　乙　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　 名　　称　　 

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　 

　　　　選挙運動用自動車燃料供給契約書

（単価契約用）

　参議院福島県選出議員選挙候補者　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　燃料供給を受ける自動車の種類及び登録番号又は車両番号

２　供給する期間

　　令和年　　　月　　　日から令和　　　年　　　月　　　日までの　日間

３　契約油種

４　契約単価　　　１リットル当たり　　　　　　　　　　円（税込み）

５　購入予定数量　　　　　　リットル

６　購入予定金額　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　　　　　円）

７　請求及び支払

　この契約に基づく単価に上記２の期間中、甲が給油を受けた数量を乗じた額（以下、「購入金額」）について、乙は、甲が公職選挙法第１４１条第８項の規定により自動車を無料で使用することができる場合、公職選挙法施行令第１０９条の４の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　なお、福島県に請求する金額が、購入金額（契約単価（税込み）×実際の購入数量）に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、購　入金額（契約単価（税込み）×実際の購入数量）の全額を速やかに支払うものとする。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ１通を所持するものとする。

　　令和年　　　月日

　　　　　　　　　　　　　甲　　参議院福島県選出議員選挙　候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　

　　　　　　　　　　　　　乙　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　 名　　称　　 

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　 

　　　　選挙運動用自動車燃料供給契約書

（単価契約以外用）

　参議院福島県選出議員選挙候補者　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　燃料供給を受ける自動車の種類及び登録番号又は車両番号

２　供給する期間

　　令和年　　　月　　　日から令和　　　年　　　月　　　日までの　日間

３　契約油種

４　契約金額　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　　　　　　円）

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額について、乙は、甲が公職選挙法第１４１条第８項の規定により自動車を無料で使用することができる場合、公職選挙法施行令第１０９条の４の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契　約金額の全額を速やかに支払うものとする。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ１通を所持するものとする。

　　令和年　　　月日

　　　　　　　　　　　　　甲　　参議院福島県選出議員選挙　候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　

　　　　　　　　　　　　　乙　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　 名　　称　　 

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　 

　　　　　選挙運動用自動車運転契約書

　参議院福島県選出議員選挙候補者　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　自動車の種類及び登録番号又は車両番号

２　運転する期間

　　令和年　　　月　　　日から令和年月日までの　日間

３　契約金額　　　円

　　　内　訳　　１日　　円　×日間

４　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額について、乙は、甲が公職選挙法第１４１条第８項の規定により自動車を無料で使用することができる場合、公職選挙法施行令第１０９条の４の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契　約金額の全額を速やかに支払うものとする。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ１通を所持するものとする。

　　令和年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　　参議院福島県選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　

　　　　　　　　　　　　　乙　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　 氏　　名　　 